

議員発案第 1 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」を提出するものとする。

平成26年9月25日 提出

提出者 三条市議会議員 武藤元美

賛成者 三条市議会議員 野崎正志

同 三条市議会議員 高坂登志郎

同 三条市議会議員 久住久俊

同 三条市議会議員 岡田竜一

同 三条市議会議員 西川重則

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への私学助成の増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の3割が私立高校で学んでおり、私立高校は公教育に大きな役割を担っている。

平成22年度から施行された高等学校等就学支援金制度と自治体単独の学費軽減制度により、私立高校生の学費負担はこれまで以上に軽減された。さらに平成26年度から制度が見直され年収590万円程度未満の世帯まで加算支給の対象が拡大され、支給額も増額された。こうした施策により、全国では学費の長期滞納者や経済的理由での中退者が減少し、その政策効果が表れている。

しかしながら、私立高校の学費は入学金を含む初年度納付金で全国平均約71万円(平成25年度)となっており、就学支援金の加算支給対象の年収590万円程度未満世帯においては約41万円から53万円の学費負担がなお残る。

平成24年9月、政府は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の「中等教育・高等教育への無償教育の漸進的な導入」条項の批准留保を撤回した。これは、高等学校及び大学の無償化を国を挙げて進めることを世界に向けて宣言したことになる。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私立高校に通う生徒と保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件の維持、向上を図るために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められる。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

三条市議会議員 森 山 昭

[提出先]

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣